

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和2年11月19日 午後3時から午後4時30分まで
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール
出席委員	石井委員、窪田委員、熊井委員、許斐委員、田才委員、中嶋委員、八田委員、湊上委員、丸野委員、森嶋委員、諸岡委員、渡邊暁委員、渡邊倭子委員
欠席委員	高橋委員、安永委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（古野）、同・課長補佐（松本） 同障がい者福祉係長（大久保）、同・係員（東） 同障がい者自立支援係長（向井）、同・係員（伊佐）
会議内容	<p>1. 第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の策定について</p> <p>（1）計画素案（改訂版）について</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料1、資料2に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p> <p>○資料1の22ページ、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の中で、「支援体制の充実を図ります」と記載がある。しかし、飯塚市では事業所開設に係る市町村の意見書を発行しないこととしており、県の指定を受けることができない現状がある。経緯を伺いたい。</p> <p>⇒(事務局)</p> <p>平成30年に県から通知があり、県の指定にあたり市町村の意見書を求めるという取扱いになった。市町村はその地域に事業所が充足しているかどうかとの意見書を書くようになった。昨年度の11月に市としては福祉計画の見込み量を勘案し、事業所数は充足していると判断して意見書の発行を止めている。今回、第2期障がい児福祉計画の策定がされることもあり、今後の方針を検討しているところ。委員におかれては、現状の課題や問題点等について、意見をいただき参考にさせていただきたい。</p> <p>○必要見込量は右肩上がりとなっているが、児童発達支援に関しては長くても3年間の利用であり、これから減少していく部分もあるのではないかと。放課後等デイサービスについては、事業の必要性やサービスの質も問われているところであり、市として今後の施策等を検討しているのか。</p>

⇒(事務局)

市としても、児童通所支援について、種々の課題を抱えていると認識しているが、現段階で方向性を示せる状況ではない。さまざまな意見をいただき検討し進めていきたいと考えている。

○医療の立場では、新生児のうち一定の割合で障がいのある児童がいると考える。飯塚市では人口が減少している中、障がい児の割合だけが上昇しているとの見込みになっている。従来の利用者の数を延長線上に考える方法について、再度検討してはどうか。

○ボーダーに近い児童やスペクトラム障がいの疑いの傾向のある児童について、保護者から医師に診断名を付けてほしいと希望し、児童通所支援の利用を進めるケースがある。児童発達支援や放課後等デイサービスの利用も急激に増加している。医師も保護者からの依頼を断れない状況もあると聞く。(療育の判定を行う)児童相談所とも連携しながら判定を行っていく手法もあるのではないか。

○事業所のレベルが大事。ホームページでは作業療法士や言語聴覚士等が記載されているが、どこまで専門員が常駐しているのかの記載はない。毎日支援がなされているかのような記載であるが、実際はそうでないこともある。安全に児童が楽しめる状態になっていないこともある。事業所の数としては31程度と多くあるが、一部の事業所には空きがあり、定員を満たしている事業所は新たに開設したい状況にある。内容の良い療育が提供できているからそこを利用しようとする保護者も多いと考えられる。空いているところは保護者も不安で選べない。ただ預けておけばよいものではなく、集団と遊ぶこと等を身に着けてほしいとの保護者の希望もある。事業所間で宣伝している内容と実際の支援内容に格差があるのではないか。児童発達支援や放課後等デイサービス事業所には、定期的な監査が行われておらず、実態がどうなっているのか把握ができていない。事業所自身としては提供しているサービスに満足しているが、実際にはまだ低いレベルにある可能性もある。児童のことに詳しくない事業所が開設しているケースもあり、保育に求められる内容を満たしていないこともある。市として事業所を集めて研修会を行うことも必要ではないか。意見書を記載する前に、学識経験者の調査、確認を行う市独自のシステムが求められるのではないか。

○質の問題、事業所の選択の問題がある。指定や監査は県の権限であり、市は給付費の支給のみとなっているが、飯塚市として研修などがもっと必要ではないか。

○福祉施設入所者数の減少数について、各施設から退所させる人を挙げてもらっているのか、市から地域移行者を指定しているのか。どのように目標を達成しようとしているのか。

⇒(事務局)

入所者の減少については、退所者を特定するものではなく、一般住居や

グループホームといった地域での生活が適している方、可能な方については地域移行を進めていこうとの国の方針に則り、市から各施設へ方針を示していくもの。無理やり個人を特定して地域移行を進めていくものではない。各施設毎に減少人数を示すものでもない。

○精神病院に何十年と入院が長期化した方がいる。病状的に退院が難しい方もいるが、受け皿がなくて退院ができない方もいる。現場としても地域に出ていきたいと思います意識が変わってきている。受け皿として日中支援型グループホームとあって比較的重度の方を受け入れる施設がある。国が行動障がいの方を想定して作った施設であり、飯塚市内に1箇所、嘉飯山地域で3箇所ある。入所の相談をすると行動障がいだけでなくとも重度の方の相談をしても、なかなか受入れが難しい。行動障がいの方は精神科病院に入院していたり、地域で両親が支えている現状がある。長期入院している方の家族も高齢化しており、親亡き後の問題について相談を受けることが年々増えてきている。日中支援型グループホームの整備や現場の指導、ニーズに沿った受け皿の整備が進めばよいと考えている。

○地域移行については、施設からの地域移行もあるが、病院からの地域移行もあり、国が力を入れている。病院の場合は、安定している方を地域へのことで国からの経済的な誘導もある。入院期間が長くなれば減額になることもあり、退院できる人は早めに退院をとという流れがある。

○施設については、重度の方で地域生活が難しい方であっても入所していることもある。ちょっとした支援や見守りがあれば地域で生活できるのではないかという方でもずっと施設にいたという流れから、地域移行という方針が国から出ている。施設職員も入所している方から家で生活したいとの希望があれば、在宅生活に向けた支援をしているところもある。昔は施設での生活には制約も多く、自分らしい生活を見つけていくとの流れでこのような方針が出ている。

○地域移行の見込み数値について、受け皿となるサービスの数値について整合性はとれているのか。

⇒(事務局)

施設から退所した場合にグループホームを利用するケースが最も多いと想定しており、地域移行に伴う増加を見込んでいる。事業所数も増加している状況である。

(2) 計画原案に対する市民意見募集について

[事務局説明]

○資料3、資料4に基づき説明する。

[委員からの意見、質疑応答]

○過去の市民意見募集について、どのくらいの意見があったのか。

⇒(事務局)

前回の平成29年度計画策定時には、市民意見として計画に関する意見は0件、その他の意見として2件であった。

	<p>2. 手話言語条例について</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料5、資料5-2に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p> <p>○具体的にどのような事業を考えているのか。予算のことは抜きにして考えていることはあるか。</p> <p>⇒（事務局）</p> <p>条例ができたことをきっかけとして、改めて手話の普及啓発に関する事業を考えている。</p> <p>○成人に対し啓発するのは難しいと思う。子どもの頃からの教育が大切であり、学校現場を変える必要があると思う。手話を学んだ経験はあるが、使わなかったので忘れてしまった。皇族の方も手話を使っているのを見て、子どもの頃から興味を持って欲しいと思う。</p> <p>○学校現場では、認知症の読本を作成した。小4の学習内容で「手話」の学習をしている。啓発パンフレットなどのツールができれば学校にも提供していただきたい。</p> <p>○首相の記者会見で手話通訳者を見かける。「手話を学ぶ」ことはハードルが高いため、手話通訳はできないが、手話コースで手話を学ぶという方法もあると思う。</p> <p>○若い頃に手話を学んだ経験がある。手話にも方言があると聞いた。単語を覚えるのは難しいので、手話を学ぶきっかけとして、全国共通の「あ・い・う・え・お」などの文字から教えるといいと思う。</p> <p>○個人的な願望だが、小1から高3までの12年間毎週1時間だけでも「手話」を学ぶ機会があれば、将来話せるようになると思う。</p> <p>○手話を普及するための意見交換ができればいいと思う。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・【資料1】第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画素案（改訂版） ・【資料2】計画素案 改訂箇所一覧表 ・【資料3】飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する意見募集について ・【資料4】市民意見募集様式 ・【資料5】手話言語条例について ・飯塚市手話言語条例（素案）に関する質問及び回答
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者2人)</p>
その他	